

市の施策として取り組むべき課題について（各区からの報告）

資料6-1-①

令和3年9月

【市地域自立支援協議会で検討する課題】

● 重度障がいへの支援

件名（標題）	課題（現状）	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区
1 重度障がい者等の支援の受け皿について	8050を中心に複合的なケース、虐待ケースが増加しており、特に環境によって自傷他害を含む行動障害を伴うケースの場合、グループホームやショートステイでの受け入れが難しく、ハイリスクの状態のまま在宅支援を継続せざるを得ず、権利侵害の状況が長期化したり、目的の立たない施設入所を検討するほかない状況にあるケースも発生している。	・各区の受け皿が困難となっているケースの実態や内容の把握を行い、共通課題を洗い出していく必要がある。 ・市全体で、新規、または既存のグループホーム事業所への障害研修を実施、その中で重度障害者の受け皿不足の課題を共有や、行動障害等のある当事者支援についてのSV派遣の紹介や啓発、受け皿の補助などについて積極的に働きかける。	全区的な課題であり、また今後地域生活支援拠点の構築においても重要な施策課題であることから、市域全体の体制について検討を進めていく必要があると考える。	住吉区
2 より重度な障がい者へ生活の場を提供するサービス事業所の増設について	強度行動障がいや緊急対応・医療的ケアを要するケースの対応において、グループホームやショートステイなどの、生活の場を提供するサービスが不足しており、受入困難な状況が生じている。	強度行動障がいや緊急対応・医療的ケアを要する方を受け入れることのできるグループホームやショートステイなどの、生活の場を提供するサービス事業所の増設が必要である。	「共同生活援助」「短期入所」等の事業所の指定届出は福祉局運営指導課が所管しており、各区において適切なサービス提供体制が構築できるよう、市域全体の実施体制を検討する必要があると考える。	都島区
3 重度障がい者の権利擁護や地域における支援の受け皿となる社会資源の開拓について	重度障がい者（特に強度行動障がいの人たち）の虐待防止や自己実現をサポートする取り組みがあまり進んでいないように思われる。また、地域における重度障がい者の支援に関して受け皿の少なさが目立っており、社会資源の開発やサービス利用の安心と安定につながる仕組みづくりが必要と思われる。	区内グループホーム等の社会資源の少なさを把握し、重度障がい者の地域生活を支えることができるよう社会資源の開拓をする。更に、障がい者の権利擁護活動を行い、人権啓発に向けた取り組みを継続していく。	権利擁護の啓発活動や研修に向けて大阪市としても積極的に動いていただきたい。	住之江区

● 相談支援体制

件名（標題）	課題（現状）	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区
4 相談支援事業所の増設について	相談支援事業所の相談件数は年々増加しているが（基幹相談支援センター相談件数：H30年度 705件、H31年度 1288件、R2年度 1842件）、個所数は増えておらず、相談員の負担が大きくなっている。	区自立支援協議会の相談支援部会や事業所部会などとも連携しながら、社会資源の新規創設及び育成について区全体として取り組んでいく必要がある。	「相談支援」等の事業所の指定届出は福祉局運営指導課が所管しており、各区において適切なサービス提供体制が構築できるよう、市域全体の実施体制を検討する必要があると考える。	都島区

● 関係機関との連携

件名（標題）	課題（現状）	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区
5 教育機関との連携、通学問題について	小、中学校の教育機関と障がいを持つこどもの支援について、教育現場側が障がい理解や福祉サービスへの理解が追いついておらず、悩んでいる現場教員もおられると思う。またそうした状況が長期化すれば不登校やひきこもりなどの懸念もある。現状では、教育機関と連携をする場合、担当児童を通じ面識のある先生と個々に連携しており、組織間の連携基盤ができていない。また、通学に支援を要する児童は、利用できる福祉サービスがなく、家族が担う負担についての課題も増加している。（教育と福祉の縦割りの弊害）	校長会等を通して、自立支援協議会と情報交換や研修会を合同で行う等のつながりをつくり、障がい児支援について学校教員と連携し、本人や家族の不安やしんどさをどうサポートするか学校と連携できる仕組みが必要である。 普通学校の通学保障のために、学校で支援員を配置したり、ファミリーサポートの年齢上限を撤廃して教育委員会が事業を持つことの検討が必要。	福祉と教育は縦割りのため、長年連携が進まない状況。これは市として教育委員会と福祉の連携を仕組みとして作らなければ解決しないと考える。	住吉区
6 相談支援員とケアマネジャーの連携について	65才を契機に行う、サービスの介護保険制度への切替について、制度の成立の違いから利用するサービスの質・量の変化を求められることで、安心して暮らしていく事が継続できない不安が高まることが考えられる。ケアマネジャーと相談支援員の役割や考え方に大きな違いがあり、その違いにより、利用者の生活に大きな変化が求められる可能性が懸念される。	ケアマネジャーと相談支援員との勉強会の開催や情報発信を通じて、両者が相互に連携して利用者を支援できる体制を構築する。	区自立支援協議会の部会等で勉強会を開催し、制度理解の取組みを進めているが、区のみでは限界があり、市全体で実施体制の検討が必要である。	港区

● ケア会議

	件名（標題）	課題（現状）	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区
7	障がい者単独の課題に対する（個別）ケア会議の開催について	高齢者福祉、児童福祉、生活困窮者支援の分野においては法定会議が設けられているが、障がい者福祉においては出席者に守秘義務を課す法定会議がなく、複合的な課題ケースについては他の分野の法定会議を兼ねることにより運営しているものの、障がい者福祉単独であれば、個人情報に関して本人・家族の同意がなければケア会議が開けない。	障がい者単独のケア会議に当事者の同意がなくとも、必要な個人情報の共有と守秘義務を課す規定が必要である。	障がい者福祉に携わる現場としては喫緊の課題であり、法改正を国に求めるための早急な対応を望むものである。	旭区
8	総合的な相談支援体制について	障がい分野では、地域ケア会議や要保護児童対策地域協議会のような会議の枠組みがないため、開催する場合は、特定相談支援事業に位置付けられている「サービス担当者会議」となり、民間任せの会議であることから位置づけが弱い。	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関が医療機関や関係各課を招集する力は民間では難しいため、公的機関が設置する障がいのある人の地域生活を支える等運用が必要。 ・障がい分野でも地域ケア会議や要保護児童対策地域協議会のような会議の枠組みを求めていく必要がある。 	障がい分野においても、法定会議が開催できるよう、自立支援協議会での事例検討会等を活用し、区域で行政を含め各機関が連携支援できる体制とするなど、何らかの仕組み作りについて検討が必要である。	住吉区

● 虐待対応

	件名（標題）	課題（現状）	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区
9	虐待対応について	年々増加する障害者虐待について、各区や担当者レベルで動きや解釈が異なり、虐待スキーム通りに動いていない場合がある。また、コロナ禍で急激に増加した通報等により、マンパワーは不足し業務のひっ迫は明らかである。また、サービス事業所が長年関わっていても、「障がい特性・これまでの慣習・性格」などの認識により、「虐待・権利侵害」と捉えられることなく通報に至らない課題がある。このことにより、重大な事案になってから警察などからの通報で発覚するなど、権利侵害の早期通報、早期対応がなされていない。早期通報があっても、前述の課題、および前項の課題があり、障がいのある人の権利侵害の対応全般において不十分な状況がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・各区で虐待対応について、区、基幹、協議会単位で共有できるような研修の場を作る。（高齢者・障がい者 虐待防止見守り連絡会議等を活用し、研修開催、課題検討から区の取り組みと役割分担を明確に議論できる場の設定） ・各区は高齢者担当と障害者担当で虐待担当チームを組む体制にする必要がある。 ・虐待対応スキームに添った危機介入ができるよう虐待対応に従事する職員への虐待研修の徹底。虐待対応に従事する保健福祉センター・基幹相談支援センターの担当者は必ず着任前に研修の実施を義務化する。 	各区や担当者レベルで解釈ややり方が異なるのは、虐待スキームが機能しないということになるため、全区統一的に実施する必要があると考える。具体策は、左項目に記載のとおり。	住吉区